

応援してね!



vol.8

くるみん通信

2015年3月発行



《発行》厚生労働省
 大分労働局雇用均等室
 〒870-0037
 大分市東春日町17番20号
 大分第2ソフィアプラザビル4F
 TEL 097(532)4025
 FAX 097(537)1240
<http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

「働き方改革」と「ダイバーシティ・マネジメント」

大分労働局長 浅田 和哉

皆様におかれては、平素から労働行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、少子高齢化の急速な進行に伴い、県内の生産年齢人口が2030年には2010年に比べ2割以上も激減すると予測されています。このように働き手の大幅な減少が見込まれる環境下で、各企業の事業や地域の経済を維持しさらに発展させるためには、従来の人事労務管理のやり方を抜本的に見直し、量と質の両面で思い切った対策を打つ必要があります。量の面では、潜在的な働き手である女性と高齢者の活用が鍵となります。質の面では、労働生産性を上げてより短時間でより大きな付加価値を創造する「働き方の改革」です。いずれも、今まで男性正社員が行ってきたような長時間労働を前提とした働き方ではなく、個々の従業員が抱える育児・介護等の制約に十分配慮し、各人の働く意欲と能力を最大限に引き出す人事労務管理戦略が求められます。

また、多様な属性や価値観を有した社員を取り込み活用することが企業の競争力の強化につながるという「ダイバーシティ・マネジメント」の考え方が、近年急速な広がりを見せています。その第一歩は女性の活用です。人は、本来、先入観と偏見を持ちやすい生き物です。女性だからというレッテルを張らずに、同じ人として相手の人格を尊重して、多様な視点を触発し合いながら、共通の目標である新たな顧客価値の創造に挑まれることを切に期待します。

一般事業主行動計画の届出・認定の状況

まずはチェック!



一般事業主行動計画の届出企業数

全国・・・65,914社 大分県内・・・**932社**

認定企業数

全国・・・2,083社 大分県内・・・**17社(19件)**

(※平成27年2月末現在)

九州・沖縄8県中4位

(※平成27年2月現在)

新しく2社が仲間入り。
 株式会社明林堂書店さんと、
 社会福祉法人宇水会さんが
 認定を受けました!
 どんどん増えるみんな!

大分県内の認定企業 (認定取得順)

	企業名	所在地	認定年
1	株式会社トキハ	大分市	平成19年
2	社会福祉法人安岐の郷	国東市	平成22年 平成24年
3	医療法人社団恵愛会 大分中村病院	大分市	平成22年
4	株式会社大分銀行	大分市	平成22年
5	株式会社日豊ケアサービス	豊後高田市	平成23年 平成26年
6	国立大学法人大分大学	大分市	平成23年
7	社会医療法人敬和会 大分岡病院	大分市	平成23年
8	医療法人聖陵会 聖陵若里病院	日田市	平成23年
9	フンドーキン醤油株式会社	臼杵市	平成24年
10	医療法人明徳会 佐藤第一病院	宇佐市	平成25年
11	社会福祉法人太陽の家	別府市	平成25年
12	九州東芝エンジニアリング株式会社	大分市	平成26年
13	西日本電線株式会社	大分市	平成26年
14	医療法人恵愛会 中村病院	別府市	平成26年
15	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	大分市	平成26年
16	株式会社明林堂書店	別府市	平成27年
17	社会福祉法人宇水会	宇佐市	平成27年

New!
New!



総務ご担当のみなさん！

○一般事業主行動計画の「公表」と「周知」、行っていますか？

次世代法が10年延長されたことに伴い、4月から新たな計画期間を開始されたり、現在の計画の見直しをされる企業さんも多いと思います。

新たな計画の策定、あるいは変更を行った際には労働局への策定・変更届の提出とともに、行動計画の「公表」と「周知」を行きましょう。

※公表・周知の実施は労働者数101人以上の企業は義務、100人以下の企業は努力義務です。

◎「公表」とは・・・

行動計画を広く一般に向け公表することをいいます。公表の方法には、インターネットの利用や県の広報誌への掲載等があります。

- ・自社のホームページに載せれば、会社の方針や採用情報に関連付けることで求職者にPRすることもできます。
- ・厚生労働省の運営するサイト「両立支援のひろば」を活用すれば、フォームに入力していくだけ。無料で利用できます！
- ・インターネットの利用ができない場合は、一般の人も見ることが可能なように事業所に備えておくなどの方法でも構いません。

◎「周知」とは・・・

行動計画を社内の従業員さんへ周知することです。社内の掲示板に貼ったり、配布したり、全社員がみることの可能なイントラネットに掲載する、などの方法があります。



- ①「両立支援のひろば」のTOPページにある、**自社の行動計画・取組内容を公表する**をクリックすると以下の「女性の活躍・両立支援総合サイト」に移動します。



- ②初めての利用であれば**登録する**、以前利用したことがある場合は**修正する**を選んで入力を進めましょう。

もひとつポイント！

○公表・周知を行ったら、資料を残しておきましょう！

次世代法では、行動計画を策定した日からおおむね3か月以内に公表と周知を行うよう定められています。くるみんとプラチナくるみんの認定申請を行う際には実施した時期の分かる書類が必要です。

既にくるみん認定を受けている企業さんの中には、「計画開始時点では認定を目指してはいなかったけれど、取組を進める中で自然と基準を満たしていた」というケースも多々あります。

また、両立支援等に関わる助成金の申請時にこれらの書類が必要とされる場合もあります。

自社HPや両立支援の広場にアップした際、社内イントラで従業員さんに周知した際には画面を印刷したり、社内に掲示した際は写真を撮りプリントしておくなどして、計画期間終了時まで保存しておきましょう。



数年後に次の計画を公表・周知する時の参考にもなるみん！



プラチナくるみん

次世代育成支援対策推進法が改正され、いよいよ4月1日から新しい子育てサポートマークの「プラチナくるみん」が誕生します！
企業が従業員や地域のために子育てを応援する行動計画をたてて、取組んだ結果、その目標を達成した企業は、国の認定を受けてこのマークが使用できます。

～くるみんを使った企業アピール～

- 【使用例】
- ・ハローワーク求人票・名刺
- ・商品や車両・自社HP掲載など
- ※全国2000社がこのマークを用い、企業イメージのアップにつなげています！
- ※税制上の優遇措置(くるみん税制)も受けられます！
- 【問合せ先】 大分労働局雇用均等室
- ☎097-532-4025
- 【くるみん通信】※検索



大分合同新聞に

くるみん・プラチナくるみんが掲載されました！

大分労働局では平成27年4月1日よりスタートする新たな認定制度について広報活動を行っています。
その一環として、2月から3月にかけて、大分合同新聞に記事を掲載していただきました。
一般の方々にも広く知っていただき、くるみん・プラチナくるみんの認知度を一層高めていきたいと考えています。



4月1日 新マークスタート

プラチナくるみん

子育てサポート企業の新認定マークに「プラチナくるみん」が誕生！

次世代育成支援対策推進法が改正され、いよいよ、4月1日から新しい子育てサポートマークの「プラチナくるみん」が誕生します。企業は、従業員や地域の子育てを応援する行動計画をたてて取り組み、その結果、目標を達成すると、国の認定を受けて「くるみん」マークや「プラチナくるみん」マークが使用できます。

現在、大分県では16の企業・団体が「くるみん」を取得！

●くるみんって何？
次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定められた目標を達成し、一定の事業を営む上企業は、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。この認定を受けた企業の証が、「くるみん」マークです。現在全国で2,000社以上の子育てに「くるみん」認定を受けています。

●くるみんを使った企業PRの例
ハローワーク求人票
名刺・商品や車両
自社ホームページ掲載 など
「くるみん」で企業のイメージアップ！
税制上の優遇措置(くるみん税制)も受けられます！

大分労働局雇用均等室 大分市東春日町17-20 大分県2ノフィアプラザビル4階 TEL.097-532-4025

・大分合同新聞2月28日朝刊子育てに関する特集記事「こどもっと！地域 de 子育て応援キャンペーン」に掲載

くるみん税制が変わります！～くるみん認定、プラチナくるみん認定を目指しましょう～

お得だ
みん！

※認定を受けた法人が利用できる、減価償却の割増償却制度「くるみん税制」が変わります

(平成27年税制改正大綱に盛り込まれたものです)

- ①対象資産が拡大されます 建物及びその付属設備 ⇨ 次世代育成支援に資する一定の資産
*一般事業主行動計画に記載された、出産前後を含む両立に取組む女性労働者へ配慮するための資産、子育て支援となる資産、働き方の見直しに資する資産 等

②プラチナくるみん認定を受けた場合の措置が新設されます

*対象資産は、くるみん認定と同様ですが、認定を受けた事業年度から3年間割増償却を受けることが可能
(くるみん認定は、認定を受けた日を含む事業年度のみ)

割増償却率は以下となります。

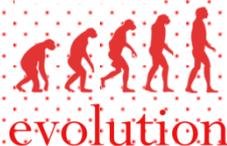
- 建物及びその付属設備 101人以上企業 24%、100人以下企業 32% (プラチナくるみん認定企業は全て15%)
- それ以外の資産 101人以上企業 18%、100人以下企業 24% (プラチナくるみん認定企業は全て12%)

均等室日記

くるみん通信は発行以来2年、早いもので8号となりました。最終号となるはずでしたがプラチナくるみんの誕生に伴い、ヴァージョンアップして続投となりました！

法改正の意味は、これまで企業の皆様が本当に頑張つて、仕事と育児が両立できる職場環境も整つてまいりましたので、あと一歩進んだら、若い世代が安心して仕事で会社に貢献しながら子育てができて、活気ある日本の社会になっていける、そういう流れなんだろうなあと思っています。

くるみん通信もプラチナな情報等の提供を目指して頑張りたいと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いたします。



Q & Aコーナー

Q：私はA社で契約社員として働いています。1年毎の契約で、更新する場合もあるとされており、この4月が3回目の更新時期ですが、先日、更新しない旨の通知を受けました。

現在、短時間勤務をしています。そのことが原因ではないかと思っています。今までは、能力を評価する言葉をいただいていたし、また、短時間勤務制度の利用にあたって、あまりいい顔をされなかったのです…

今回のような会社の取扱いは法的に問題はないのでしょうか。

A：まず、育児・介護休業法では、育児休業等の申出や取得等を理由として、労働者に対して不利益な取扱いをすることを禁止しています。そして、指針では、解雇や労働契約内容の変更の強要等、不利益な取扱いを例示していますが、「期間を定めて雇用されるものについて、契約の更新をしないこと」も含まれています。

本件について見ると、短時間勤務の実施から、時間的に近接して更新しない旨の通知が行われているため、育児休業の申出や取得等を契機とした不利益な取扱いである可能性があります。

ただし、例えば、経営上の悪化により、不利益取り扱いをしなければ業務運営に支障が生じる状況にあった上で、不利益取り扱いを回避する合理的努力がなされ、人員選定等が妥当である場合等、例外として、法違反に当たらないこともあります。

なお、昨年10月23日には最高裁判決において、妊娠中の女性が軽易業務への転換を契機として降格させられた事案が、原則、法違反と示されています。

法違反か否かの判断は、より詳細な状況等の確認をした上で行いますが、法違反がある場合は、会社に対して是正指導を行います。

※お問い合わせは大分労働局雇用均等室へ⇒TEL：097-532-4025



予防接種は、看護休暇で!

今年度最後のくるみのひとりごと・・・

大分の皆さんにもっと「くるみ」を知ってもらうための取り組みみん♪
走っているところ見つけてほしいな

労働局の車にくるみん・プラチナくるみマークが付いています



(マグネット式です)